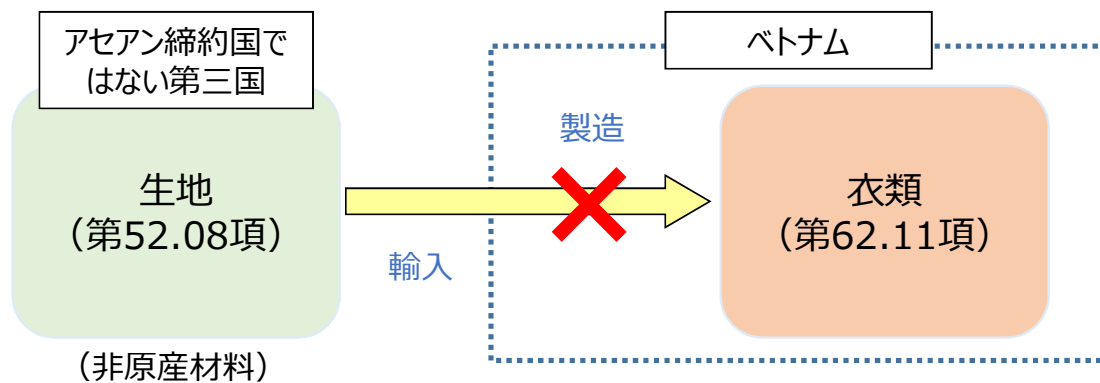


産品名	衣類	HS番号	第62.11項 (HS2002※) ※2023年3月1日からHS2017
協定名	日アセアン包括協定 (ベトナム)	特惠符号 (申告時の原産地証明書の記載)	CTC (関税分類変更基準を満たす産品)
品目別規則	<p>CC (第50.07項、第51.11項から第51.13項までの各項、第52.08項から第52.12項までの各項、第53.09項から第53.11項までの各項、第54.07項、第54.08項、第55.12項から第55.16項までの各項又は第60類の非原産材料を使用する場合には、当該非原産材料のそれぞれが一又は二以上の締約国において完全に製織される場合に限る。)</p> <p>(注1) 「CC」= HS2桁水準の番号の変更 (類の変更) (注2) 下線部は生地を指す</p>		
概要	<p>材料を確認したところ、非原産材料である第52.08項の生地を使用していたが、当該生地は、締約国において完全に製織されたものではないことから、品目別規則を満たさない。また、当該非原産材料である生地の産品に占める重量割合が10%を超えており、僅少の非原産材料の規定も適用できない。したがって、日アセアン包括協定上のベトナム原産品と認められない。</p>		



### 品目別規則を満たすための要件

非原産材料の生地は、**日アセアン包括協定締約国にて製織されたものであることが必要**

### 僅少の非原産材料を適用するための要件

品目別規則を満たさない非原産材料の重量割合が10%を超えないことが必要